



—— 主な内容 ——

- 2~3 遊休農地について
- 4 市長への意見書の提出
- 5 地域計画策定に向けた協議の様子
さくらんぼ・稲作 作柄視察の様子
- 6 農地中間管理事業についてのお知らせ
- 7 農業委員会からのお知らせ
- 8 頑張る新規就農者



今年も各地区で農地パトロールを実施

農業委員会では、7月24日から8月5日まで、市内全域において遊休農地の実態調査を実施しました。調査結果については別表のとおりです。前年度末以降に解消された面積は約4.5ヘクタールで新たに遊休農地となった面積は約2.5ヘクタールとなっています。

利用意向調査

遊休農地実態調査で、遊休農地と判断した農地の所有者に、農業上の利用について意向調査を行います。

【意向調査の内容】

- 農地中間管理機構に貸し付ける
- 自分で買い手又は借り手を見つける
- 自分で耕作する

ただし、表明した意向のとおりには、農地中間管理機構との協議を勧告します。なお、勧告対象となった農地は固定資産税が1.8倍になる場合があります。

※農地中間管理機構とは

各都道府県に設置された公的機関であり、山形県では、(公財)やまがた農業支援センターがその役割を担っています。農地中間管理機構では、離農や規模縮小などで、農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大に意欲のある農家へ貸し付ける事業を行っています。



パトロールの様子（荒谷地区）

地区	令和5年度末 遊休農地面積㎡	令和6年度調査結果			累計㎡
		解消㎡	新規発生㎡	非農地判断㎡	
天童	15,597	0	0	0	15,597
成生	31,516	12,136	7,165	0	26,545
蔵増	18,612	2,733	818	0	16,697
寺津	7,772	2,692	2,166	0	7,246
津山	24,835	4,964	5,012	2,852	22,031
山口	2,782	1,795	1,795	0	2,782
高掬	18,471	1,804	0	0	16,667
干布	22,404	14,257	4,250	0	12,397
荒谷	16,882	4,488	4,141	0	16,535
計	158,871	44,869	25,347	2,852	136,497

取り組もう！遊休農地の解消と発生防止

遊休農地とは

遊休農地とは、次のような農地をいいます。

- 過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- 周辺農地と比べて、著しく利用頻度が低い農地

遊休農地を放置しておくと、病害虫や有害鳥獣の温床となるほか、ごみの不法投棄を誘発するなど、周辺の農地に多大な悪影響を及ぼします。また、地域の農業の担い手への集積・集約化の妨げとなります。

遊休農地の解消・発生防止に関する補助金

※いずれも、補助金の交付決定前に事業に着手した場合、補助金は交付できません。

■遊休農地解消対策事業

遊休農地を耕作可能な状態に復元するための費用の一部を補助します。

◎対象農地

農業委員会の実態調査等で遊休農地に該当している農地

◎交付対象者

- ・遊休農地について、5年以上の賃貸借契約を結んだ者
- ・集落等の地縁的なまとまりのある農地利用の改善組合等

◎交付金額（10aあたりの上限額）

伐採・抜根・整地等	15万円
障害物の撤去（ハウス、棚等）	10万円

■農地リニューアル支援推進事業

規模縮小または離農する方が農地を更地にするための費用の一部を補助します。

◎対象農地

現在貸し出していない農地

◎交付対象者

農地を所有しており、高齢等で規模縮小または離農する方

◎交付金額（10aあたりの上限）

伐採・抜根・整地等	10万円
障害物の撤去（ハウス、棚等）	5万円



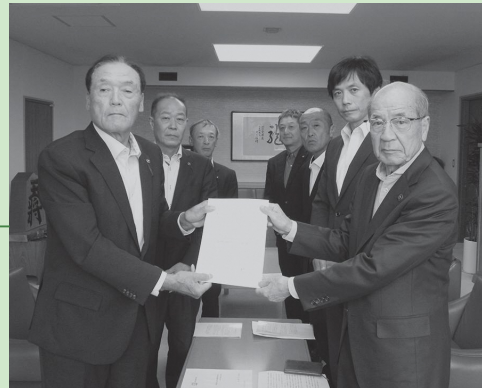
遊休農地解消前



解消後

市長に意見書を 提出しました

農業委員会は、令和7年度に向けた天童市農林業施策に関する意見書を令和6年10月22日、市長へ提出しました。意見書の概要は次のとおりです。



意見書

1 農地利用の最適化について

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化について
 - ア 「地籍調査」の早期完了
- (2) 遊休農地の発生防止・解消について
 - ア 遊休農地関連補助金の堅持
 - イ 遊休農地の発生防止と農地活用
 - ウ 農地法第42条に基づく措置命令
- (3) 新規参入の促進について
 - ア 親元就農者に対する支援
 - イ 移住希望者への情報発信と窓口の充実について
 - ウ 移住者の就農支援について

2 農業の振興について

- (1) 農道の舗装及び除雪について
 - ア 農道の舗装
 - イ 農道の除雪
- (2) 農育の推進について
- (3) 鳥獣被害対策について
- (4) 農業機械の購入（更新）費用の助成について
- (5) 農業生産資材の価格高騰対策について
- (6) 農業委員会の体制強化について

地域計画策定に向けた各地区での協議の様子

地域農業を守り、次世代へ引き継いでいくために、令和6年度中に地域計画を新たに策定することになっています。策定に向け各地区では、昨年10月に実施した意向調査の結果を確認しながら、地域農業の将来の方向性について各地区で計3回の協議を行いました。



<山口・田麦野地区の様子>



<津山地区の様子>



さくらんぼ・稲作作柄視察の様子



新型コロナウイルス感染症の流行等により中止していた作柄視察を今年度から再開し、6月3日にさくらんぼ、9月2日に稲作の視察を行いました。視察の様子をご紹介します。



<さくらんぼ作柄視察の様子>



<稲作作柄視察の様子>



農地の貸借・売買の 仕組みが変わります

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末で「農用地利用集積計画」に基づく相対の利用権設定及び所有権の移転はできなくなります。令和7年4月以降は、農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）を経由した「農用地利用集積等促進計画」による手法（農地中間管理事業等）または、農地法3条に基づき農業委員会の許可を受ける手法のいずれかで、利用権の設定及び所有権の移転を行うこととなります。

なお、すでに設定された利用権は、契約期間満了日まで有効です。

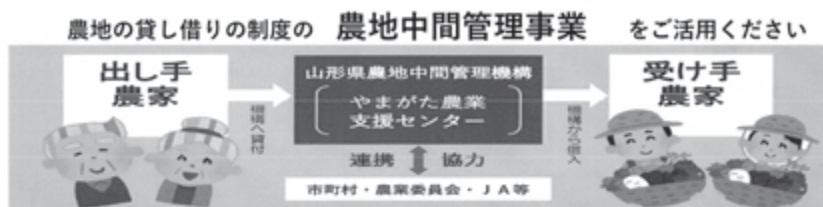
変更のポイント

○促進計画の作成にあたっては、地域計画（目標地図）の達成に資するよう、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など、農地利用の最適化を進めることとなります。

○農地の売買では、令和7年4月以降もこれまでどおり税の特別控除（譲渡所得税の800万円控除等）が活用できます。

なお、農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）を経由した「農用地利用集積等促進計画」による売買の活用にあたっては要件があります。

やまがた農業支援センターからお知らせです



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * 口座振替で賃料の支払いが便利です

手数料について

◎令和7年から農地中間管理事業の利用には「手数料」のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎手数料の概要

- 対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から。（直ちにすべての契約が対象になる訳ではありません）
- 納付いただくのは令和7年の賃料の支払い時点から。
- 以降毎年、出し手受け手それぞれから納付。
- 手数料の額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額。（例：10aあたり賃料1万円の場合の手数料は75円）

★詳しくは やまがた農業支援センター（023-631-0697）又は、センターのホームページをご覧ください。

ストップ違反転用！



○農地転用とは

「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。

例：住宅地、工場用地、駐車場、資材置場、一時的な残土置場など

○違反転用行為とは

- ・許可を受けずに農地を転用すること
- ・許可を受けずに農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
- ・転用許可に付した条件に違反すること
- ・違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと
- ・虚偽等の不正な手段による許可を受けること

○違反転用行為を行うと

許可なく転用行為をした場合は、農地法に違反することになり、原状回復命令や罰則の適用があります。

- ① 工事その他の行為の停止等を書面で是正勧告
↓勧告に従わない場合
- ② 原状回復命令・許可の取り消し等（農地法第51条第1項）
- ③ 行政代執行（農地法第51条第3項）

罰則 3年以下の懲役又は300万円（法人の場合1億円）以下の罰金（農地法第64条・第67条）

○農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途等によって、許可の要件が異なります。
あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

農業者年金に加入しませんか。～老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心～

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です
- 一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助
- 加入で大きな節税効果！保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には「国民年金の第1号被保険者であること」「年間60日以上農業に従事していること」「20歳以上60歳未満であること」の3つの要件を満たしている必要があります。

詳しくは農業者年金基金のホームページをご覧ください。

<https://www.nounen.go.jp>

全国農業新聞を購読しましょう！

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 購読料 月額700円（税込）
- 発行所 全国農業会議所 ●発行日 毎週金曜日
- 申込み 天童市農業委員会事務局（市役所2階） ☎654-1111 内線233

頑張る新規就農者

たけだ ともあき ともみ
武田 友彰さん 友美さん(荒谷地区)



— 就農したきっかけは？

J A職員として勤務していた際に、たくさんの農家さんと関わり、農業経営の面白さや厳しさを学びました。父の病気が大きなきっかけとなり、代々受け継がれてきた農業を妻と共に継承したいと思い、夫婦で就農しました。

— 現在の経営内容は？

家族経営で果樹（さくらんぼ・ぶどう・西洋なし・りんご）、水稲を栽培しています。

～ 農業をやってみて思うこと～

農業は天候に左右されたり、収穫期の忙しさや休みが不規則だったりとハードな所が多々ありますが、そんな時こそ夫婦間はもちろん、家族みんなでコミュニケーションを取り柔軟に助け合っている所に魅力を感じています。

先日、ラ・フランス畑に荒谷小3年生のみなさんが見学に来てくれました。子どもたちからは「一番大変な作業はなんですか？」や「朝早く起きるのは大変ですか？」といった質問が飛び交いました。その一つ一つに丁寧に答えることで私達自身も農業に対する向き合い方を再確認したところです。

代々続いている農業のバトンを受け取る事は、プレッシャーもありますが、祖父母や父母たちの技術や知恵を受け継ぎながら、私達らしく新しいアイデアを取り入れて発展していけたらと思っています。

荒谷という豊かな風土の中で農業ができることに感謝し、私達が作った果物でたくさんの人に笑顔届けたいです。

農地のお困りごとは、 農業委員会へご相談ください！

編集後記

さくらんぼの高温障害、豪雨災害等に悩まされた年となりました。被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げます。それでも農作業は例年通り続けていかなければならないため、身体も心も休まる事はなかったと思います。

食べてくださる方々の「美味しい」の言葉を活気に日々農業に努め、また、このような自然災害がない事を祈りながら、果樹王国山形を守り抜いていけたらと思います。

(山崎紀子委員)

広報編集委員会

〃	〃	〃	委員	委員長
			職務代理者	
土屋	吉田	大石	山崎	齋藤
仁	英	吉	紀	照
	徳	隆	子	一
				一